入 札 公 告

飯山市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

平成２５年８月１日

飯山市長　足 立　正 則

１　入札対象工事

（１）工 事 名　**平成 25･26 年度　飯山ぷらざ（仮称）建設事業　電気設備工事**

（２）工事場所　飯山市大字飯山字田中

（３）工　　期　契約締結の日から平成 27 年 3 月 27 日まで

（４）工事概要　構　　造　鉄筋コンクリート造＋一部鉄骨造

主要用途　多機能的施設（芸術・文化／交流・賑わい機能）

規　　模　地上 3 階

建築面積　3,211.97 ㎡

延床面積　3,870 ㎡

内　　容　受変電設備、発電設備、幹線設備、電灯設備

動力設備、放送設備　等

２　入札参加条件

平成 25・26 年度飯山市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている**「県内設備業者と市内設備業者の特定建設工事共同企業体**（以下「特定ＪＶ」という。)」とし、構成員は２者とします。なお、次に掲げる要件を全て満たすこととします。

（１）特定ＪＶの構成員すべてに共通の要件

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当ない者であること。

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（２）特定ＪＶの代表者となる構成員の条件

ア　平成 25･26 年度飯山市建設工事等競争入札参加資格の**電気工事**の格付がＡ級の者で、県内に本社又は営業所、支所等がある者であること。

イ　経営事項審査総合評定値通知書のうち、**電気工事**に係る総合評定値が **1,000 点以上**の者であること。

ウ　電気工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

エ　監理技術者として当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に３か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者を対象工事に専任で配置できる者であること。なお、監理技術者は１級電気工事施工管理技士の資格（公告日現在で取得していること（登録が必要なものについては、登録が完了していること。）を必要とする。）を有し、かつ、電気工事業に係る監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。

オ　代表者となる構成員の最少出資比率は 50％とする。

（３）特定ＪＶの代表者以外の構成員の条件

ア　平成 25・26 年度飯山市建設工事等競争入札参加資格の**電気工事**の資格を有している市内に本社がある**電気工事**のＡ級の者であること。

イ　主任技術者として当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に３か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者を対象工事に専任で配置できる者であること。なお、主任技術者は１級若しくは２級電気工事施工管理技士の資格（公告日現在で取得していること（登録が必要なものについては、登録が完了していること。）を必要とする。）を有する者であること。

ウ　代表者以外の構成員の最少出資比率は 20％とする。

３　入札参加資格確認申請に必要な書類

（１）条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

（２）特定建設工事共同企業体参加資格確認申請書（様式２）

（３）特定建設工事共同企業体協定書（様式３）

（４）配置予定技術者調書（様式４）

※監理技術者資格者証、雇用を確認できるもの（健康保険証等）、及びその他免許、資格等の写しを添付

＜各様式は、飯山市ホームページよりダウンロードのこと。＞

４　入札参加資格確認申請書の受付

（１）受付期間　　公告日から平成25年8月22日（木）午後5時まで（閉庁日を除く）

（２）受付場所　　〒389-2292　飯山市大字飯山1,110-1番地
飯山市役所　総務部庶務課管財係　　TEL　0269-62-3111(内線335)

（３）提出方法　　持参又は郵送とする。
※郵送の場合は、期限までの必着とし、一般書留、簡易書留または特定記録郵便に限ります。

5　入札参加資格の確認結果通知

平成 25 年 8 月 23 日（金）付けで FAX により行います。（入札参加資格確認通知書）

6　設計図書の交付

建設工事の入札に係る設計書等作成料徴収内規に基づき設計図書（CD-R）を交付します。

（１）交付期間　　平成25年8月27日（火）から平成25年9月10日（火）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）

（２）交付場所　　飯山市大字飯山1,110-1番地
飯山市役所2F　まちづくり課内　TEL　0269-62-3111(内線243･244)

7　入札方法及び設計図書等に関する質問

（１）質問受付　　公告日から平成 25 年 9 月 10 日（火）午後 5 時まで
飯山市まちづくり課アドレス　machi@city.iiyama.nagano.jp　　へ詳細を質問書（様式６）に記載し電子メールに添付してください。なお、送信時に質問の到達確認を行ってください。

（２）質問回答　　随時、飯山市ホームページに掲載します。

8　入札

入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知書により資格有の通知を受けたものに限る。（参加資格確認通知書を受け取った後に参加資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、入札に参加することができない）。

入札回数は最大で２回までとし、落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の１００分の５に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、飯山市財務規則第 111 条第 4 項及び第 118 条により、代理人が入札する場合は、入札前に委任状の提出が必要となります。

入札予定日　平成 25 年 9 月 13 日（金）　飯山市役所にて
※詳細は、入札参加資格確認通知書に記載します。

9　随意契約への移行

入札２回において落札者がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、辞退、無効、最低制限価格未満の価格で入札をした者を除いた、最低金額の入札者と随意契約のための見積りに移行する。随意契約のための見積りは２回とする。

１０　その他

（１）契約の締結

ア　本工事は地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び飯山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 5 年 6 月 25 日条例第 17 号）第 2 条の規定により、落札者とは建設工事請負仮契約を締結し、議会議決後に本契約書となります。

イ　落札者が契約締結までの間に入札参加資格要件のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を結ばないことがあります。

（２）契約保証金

飯山市財務規則第 124 号の規定による。

（３）前払金

飯山市財務規則第 75 条の規定による。

（４）部分払金

飯山市財務規則第 137 条の規定による。

＜問合せ先＞
飯山市総務部庶務課管財係
TEL　０２６９－６２－３１１１（内３３５）
FAX　０２６９－６２－６２２１